

福井県畜産試験場飼養家畜等譲渡要領

(目的)

第1条 本要領は、県内の団体等が、家畜とのふれあいを通じ、畜産への理解醸成を深めるとともに、地域の教育施設（学校・児童館等）と連携して家畜を活用した情操教育を行う等、次の各号に繋がる事を目的とする取り組みに対して、福井県畜産試験場（以下「畜産試験場」という。）の「なかよしとんがり牧場」で飼養する家畜を譲渡する場合について必要な事項を定める。

- (1) 家畜とのふれあいを通じ、家畜への親しみと理解を深めること
- (2) 家畜を使った情操、癒し等を目的とした教育活動等を行うこと
- (3) 地域の景観や農地保全を図ること

(譲渡対象者)

第2条 前条の家畜等の譲渡を受けることができる者（以下、譲渡者）は、前条の目的に添い、営利を目的としない、県内に所在地がある団体または個人等とする。また、家畜を飼養する施設（畜舎）を有し、家畜飼養の経験があることとする。

(譲渡家畜等)

第3条 譲渡家畜は、次の各号に掲げるものとする。ただし譲渡する家畜の種類、頭数については、畜産試験場のふれあい業務に支障のない範囲内であることとし、その都度畜産試験場と協議する。

- (1) 山羊
- (2) めん羊

(飼養目的の事前協議および飼育予定場所の確認)

第4条 譲渡者は、事前に飼養目的および飼育場所や管理方法について畜産試験場と協議するものとする。畜産試験場は、それらの内容を検証、確認し不適と判断した場合は譲渡を行わないものとする。

(譲渡申請)

第5条 譲渡者は、福井県畜産試験場飼養家畜等譲渡申請書（別記様式1、以下「申請書」という。）を畜産試験場長あて提出するものとする。

(譲渡決定)

第6条 畜産試験場長は、申請書の提出があったときは内容を審査し、譲渡することが適当と認められたときは、速やかに福井県畜産試験場飼養家畜等譲渡決定通知書（別記様式2）を送付するものとする。

(譲渡家畜の受け取り)

第7条 譲渡決定通知を受けた者は、譲渡期限内に譲渡家畜の受け取りを完了させることとする。受け取り場所は、畜産試験場「なかよしとんがり牧場」内とする。譲渡期限内に受け取りを行わなかった場合は、譲渡の決定を取り消す場合がある。

(受領)

第8条 譲渡を受けた者は、畜産試験場飼養家畜譲渡条件の同意および受領書（別記様式3）を畜産試験場長に提出するものとする。

(費用等)

第9条 譲渡を受けた家畜の移送および管理等にかかる費用は、譲渡者において負担するものとする。

(譲渡者の義務)

第10条 家畜伝染病予防法対象家畜（山羊、めん羊）の譲渡を受けた者は、同法に基づく「飼養衛生管理基準」を順守し、家畜の衛生管理に関する定期報告を毎年実施しなければならない。

2 譲渡後に発生した疾病の治療およびその他の事項等については、譲渡者はその責を負うものとする。

3 譲渡者は、譲渡家畜の受け取り後は、いかなる理由であっても畜産試験場に対して家畜の引き取りを求めることはできない。

(その他)

第11条 この要領に定める以外の事項については、別途、畜産試験場長と協議するものとする。

付 則

この要領は、平成28年10月21日から施行する。

平成30年12月7日改正